

就学援助制度の拡充に関する意見書（案）

17歳以下の子どもの6人に1人が貧困の状況にあると言われるほど子どもの貧困問題は深刻となっており、その対策の拡充が求められている。

平成25年、議員立法による子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、平成26年8月には、同法に基づく大綱が閣議決定された。親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切る上で、教育を受ける権利の保障は欠かすことができない。憲法第26条は義務教育の無償を定めているが、無償であるのは、公立小・中学校の授業料と教科書代のみであり、ドリル等の学用品や学校給食、クラブ活動や修学旅行などの費用の保護者負担は増加傾向にある。消費税増税も負担増に追い打ちをかけている。

こうした中、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費や学校給食費などを支援する就学援助制度は、子どもの教育を支える重要な役割を果たしている。ところが、その就学援助制度の所得基準となっている生活保護の基準が平成25年8月に引き下げられ、平成27年度から更に引き下げられようとしている。国は、就学援助の対象外となる世帯が生じないよう財政措置を講じたが、平成25年度限りにとどまった。しかし、生活保護基準の引下げの影響回避を地方自治体任せにするべきではない。

また、平成17年度の準要保護世帯の国庫補助金の一般財源化により、区市町村ではその所得基準を引き下げるを得ない状況も生じている。

子どもの教育を受ける権利を保障し、子どもの貧困問題を解決するためには、就学援助制度の拡充が必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 生活保護基準の見直しにより、小・中学校における就学援助制度が影響を受けないよう財政措置を講ずること。
- 2 一般財源化した準要保護世帯への国庫補助金を復活させるとともに、制度の拡充を図ること。
- 3 学用品費や学校給食費などにも、義務教育の無償枠を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

平成 27 年 3 月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

} 宛て